

英米法A第9回

アメリカ法の形成5 連邦制のもとでのアメリカ法1

丸山 英二

1

(3) アメリカ法の形成:(a) イギリス法の継受の確定

◆裁判規範に関する邦の憲法・法律の規定。

- ・イギリスのコモン・ロー
- ・(植民地建設前に制定された/植民地で採用されていた)一般的性格をもつイギリス議会制定法
- ・植民地議会が制定した法律

◆アメリカの状況や体制に適合する限りという条件付きのイギリス法継受

◆逆行する動き

- ・法廷でのイギリス判例の引用禁止
- ・ナポレオン法典を中心とするフランス法の導入

◆イギリス法を基礎とするアメリカ法の形成←①英語, ②資料, ③親英的な法律家, ④反英感情の緩和

◆エクイティの継受の遅れ——陪審不使用, 総督などの運用, 大きな裁量 それでも19世紀中葉までにMAなどにおいても一般的継受が完成

2

(3) アメリカ法の形成:(b) 法律文献の充実

(イ) 判例集の刊行

- ・1789年: Kirby が Connecticut Reports の刊行開始。
- ・1790年: Dallas が Pennsylvania 州裁判所の判例集の刊行開始。
第2巻以降に合衆国最高裁判決も所収。

(ロ) 法律書の充実

- ・1803年: Blackstone's Commentaries, Tucker edition の刊行 (合衆国と Virginia 州の憲法・法の解説・注釈を追加したもの)
- ・1826年～: James Kent (1763-1847) Commentaries on American Law 刊行。
- ・1832～: Joseph Story (1779-1845) 9分野の Commentaries 刊行開始。

American Law

Kent & Story の Commentaries

イギリス法の原理・原則 合衆国/州の憲法/法律/判例

3

1

7. 法典編纂運動 (1) 法典編纂運動とその背景

◆Jacksonian Democracy

Andrew Jackson の大統領選挙勝利 (1828), 大統領就任は1829.3.4

大学教育を受けていない(近所のpriestsによる教育を受けた)最初の大統領。

エリートによる人民のための政治 ⇒ 人民による人民のための政治

◆背景

西部:基本的に平等な社会(貧富, 教育, 家柄の差のない社会)

——交替して政治にあたる

東部:工業の発達→労働者階級の政治的権力の要求

◆司法——

人民による政治の理念 ⇒ 専門家による裁判に否定的な認識が広まる

裁判官職に任期制を導入(1830s～1840s)

裁判官職の公選制拡大(1840s～1860s)

陪審の重視(刑事において, 裁判官の説示の拘束力否定, エクイティにも陪審審理を認める)

裁判官の裁量の制限

4

7. 法典編纂運動 (1) 法典編纂運動とその背景

【アメリカの裁判官の選任制度——州最高裁判事について】

(The Book of the States, 2013, Table 5.6 supplemented *id.* 2019)

- ・ 非党派的選挙 14州 (13州[2019])
- ・ 党派的選挙 8州 (9州[2019])
- ・ メリット方式 22州 (委員会が実績に基づいて選考した候補者から知事が任命)
- ・ 知事による任命 4州 (1州:知事単独, 2州:知事+議会の同意, 1州:知事+行政評議会の承認)
- ・ 議会による任命 2州

※メリット方式——①弁護士会選任の弁護士代表, 知事選任の非法律家, および裁判官の代表からなる裁判官指名委員会 (judicial nominating commission) による裁判官候補者名簿の作成, ②知事が候補者の中から1名を選んで任命, による裁判官選任方式のことで, ③(この方式を採用する州の半数ほどで) 当初の任期満了時において, 再任のために市民による信任投票を経ることが必要とされる。

5

(2) ニュー・ヨーク州における法典編纂

【Constitution of New York, 1846】

ARTICLE VI. § 24. [議会は当州の裁判所の手続・訴答に関する規則を改革し, 簡素化する義務をもつ3名の委員を任命しなければならない。]

ARTICLE I. § 17. [議会は当州の法全体を体系的法典に収める義務をもつ3名の委員を任命しなければならない。]

1847.4: State Commission on Pleading and Practice設置。同年9月, 辞任した委員の後任委員に David Dudley Field が任命される。

1857: Commissioners of Code 設置。

【Fieldらの委員会が起草した民事訴訟法典 (Field法典)】

- ① コモン・ローとエクイティの裁判所の別を廃止
- ② コモン・ローとエクイティの手続の別を廃止
- ③ コモン・ローにおける訴訟方式を廃止し, civil actionに一本化。
訴状——請求の趣旨と請求原因の通常の言葉での簡潔な記載

7

(1) 法典編纂運動とその背景

【BenthamとBlackstone】

William Blackstone (1723 - 1780) 歴史主義的な判例法主義——growする法

Jeremy Bentham (1748 - 1832)

- ・ It is the greatest happiness of the greatest number that is the measure of right and wrong (正悪の基準は最大多数の最大幸福である) 普通選挙
- ・ 功利主義による法典編纂——makeすべき法

【法典になじむ米国】

- ① 植民地時代の植民地議会による法律制定。邦憲法・合衆国憲法の制定。
- ② 法典化に対する法曹の抵抗が比較的小さかったアメリカ。

6

(2) ニュー・ヨーク州における法典編纂【訴答の変遷】

訴答の呼称	common law pleading	code pleading (1848～)	federal pleading (1938～)
別称	issue pleading	fact pleading	notice pleading
訴答の目的	単一の争点 (issue) の形成	当事者が主張する事実の開示; 訴訟・争点の範囲の確定	当事者の主張の概要の告知 (訴答以外に、開示手続や事実審理前協議+事実審理前命令がある)
当事者の役割	当事者は訴訟方式に従って適用される法原則を選択し、主張する。法原則の選択を誤ることで敗訴する可能性がある。	当事者は事実を通常 of 簡潔な用語で主張すればよい。事件にあてはまる法原則の発見・適用は裁判所の役割。	訴答の役割自体が縮小された。判決で与えられる救済は、種類・金額の双方で原告が請求したものに限定されない。Rule 54(c).
選 択 的 主 張 ・ 矛 盾 する主張	許されない。	当初は認められなかったが、後に許されるようになる。	当初から明文で認められていた。

8

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法

1 立法権

9

(1) 連邦の立法権 (b) 連邦議会の立法権限

(ハ) 州際通商条項

[州際通商規制権限 "power To regulate Commerce among the several States"]

◆Gibbons v. Ogden, 22 U.S. (9 Wheat.) 1 (1824)

「通商」——Commerce という言葉の意味は intercourse ないし commercial intercourse であって航海も含まれる。連邦議会は、通商条項に基づいて、州と州とのあいだの通商の手段である交通機関・通信手段についても規制することができる。

「州際」——among という言葉は、複数の州が関係する通商という意味に理解するのが適切である。州内の通商については、他州に影響を及ぼすことのない、完全に当該州内の通商は含まれない。

10

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

◆Houston E. & W. Texas Railway Co. v. United States (The Shreveport Rate Case), 234 U.S. 342 (1914)

Interstate Commerce Commission が Interstate Commerce Act に基づいて Shreveport - east Texas 間の運賃より低額に設定されていた east Texas - west Texas 間の運賃を州際通商を阻害するものと判断し、それを州際の場合の運賃の水準にまで引き上げるよう鉄道会社および運賃を規制するテキサス州鉄道委員会 (Texas Railroad Commission) に命令した。Interstate Commerce Commission の権限が争われたが、最高裁は、たとえ直接の規制対象が州内の鉄道運賃であっても、運輸業者の州内の取引と州際が取引が非常に密接に関連していて一方の監督が他方の規制に関係する場合 (州際通商に対して実質的で密接な関連 (substantial and close relation) を有している場合) には、規制権限は最終的には連邦議会に与えられるとした。

11

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[非経済的目的、禁止という規制]

◆Champion v. Ames, 188 U.S. 321 (1903)

宝くじの州間の輸送を禁じる連邦の法律 (Federal Lottery Act) に違反して宝くじをテキサス州からカリフォルニア州へ輸送し起訴された被告人がこの法律の合憲性を争ったが、合憲とされた。

◆Hoke v. United States, 227 U.S. 308 (1913)

不道德な目的のために婦人を州にまたがって輸送することを禁じる連邦の法律が合憲とされた。

12

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[commerce power の範囲外とされた立法]

◆United States v. E. C. Knight Co., 156 U.S. 1 (1895)

シャーマン反トラスト法と製糖会社の株式取得(合衆国内の製糖事業の98%に及ぶ)をめぐる事件。製造(manufactures), 農業(agriculture), 鉱業(mining)における規制は州の権限であるとして, シャーマン法に基づく合衆国による株式取得差止めを認めなかった。

◆Hammer v. Dagenhart, 247 U.S. 251 (1918)

1916年, 14歳未満の者を使用したり, 14歳以上16歳未満の者を週48時間を超えてまたは夜間労働させたりする工場で製造された商品を州際通商で輸送することを禁止する Child Labor Act が制定された。16歳未満の子供を2人綿糸工場で働かせていた父親がこの法律の違憲性を理由に法律の執行の差止を求めた。最高裁は, 商品の製造や石炭の採掘は通商ではなく, これらのものが後に州際通商で輸送・使用されるものであったとしても, それによってこれらの生産が通商になるわけではないとして, 法律を違憲とした。

13

◆Schechter Poultry Corp. v. United States, 295 U.S. 495 (1935)

(National Industrial Recovery Act of 1933 に基づく)最低賃金・最高労働時間の規則違反により有罪とされた屠殺業者が, その法が州内にしか販路を持たない屠殺業者に適用されたことの合憲性を争った。最高裁は, そのような屠殺業者が雇用している者の賃金や労働時間は州際通商に対して間接的な影響しか及ぼさないとして, そのような適用を違憲とした。

◆Carter v. Carter Coal Co., 298 U.S. 238 (1936)

The Bituminous Coal Conservation Act(瀝青炭資源保存法) of 1935 に基づく炭鉱労働者の最低賃金・最高労働時間規制などの有効性が問題となった。最高裁は, 生産は地方的事項であって, それが州際通商に向けられているとしても, その生産に関する労働条件が州際通商に及ぼす影響は間接的なものに過ぎないと述べて, この法律を違憲とした。

◆Railroad Retirement Board v. Alton R.R. Co., 295 U.S. 330 (1935)

Railroad Retirement Act of 1934 は鉄道会社に勤める職員の定年と強制的年金制度を定めていたが, 最高裁は, 年金は輸送の効率などに関係しておらず, 労働者の社会福祉の問題であり, 通商の規制とはいえない, として違憲とした。

14

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[Court Packing Plan]

1937年2月, Franklin D. Roosevelt 大統領は, 70歳以上の合衆国の裁判所の判事一人について一人の新たな裁判官を任命する(但し, 最高裁については16人以上にはしない)法律を提案した(1937年当時, 70歳を超える裁判官は最高裁に6人いた)。しかし, 同37年4月にNLRB決定を肯認する判決が最高裁で下されたこともあって, このプランは実現されずに終わった。

◆NLRB v. Jones & Laughlin Steel Corp., 301 U.S. 1 (1937)

合衆国第4位の鉄鋼会社での事件。州内の活動であっても州際通商に対して a close and substantial relation を持ち, それに対する規制が州際通商に対する負担や妨害を排除するために必要・適切である場合には, 連邦議会の規制権限は肯定される(労働争議による操業停止は serious effect upon interstate commerce を及ぼす)。

◆Wickard v. Filburn, 317 U.S. 111 (1942)——a substantial economic effect on interstate commerceを及ぼすような活動であれば, 当該活動が生産であっても, また, その影響が間接的と称されるようなものであっても, 州際通商規制権限が及ぶ。

15

(1) (b) 連邦議会の立法権限 (ハ) 州際通商条項

[州際通商規制権限の限界]

◆United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995)

◆United States v. Morrison, 529 U.S. 598 (2000).

Violence Against Women Act of 1994 の中に, 性的動機による暴力行為の被害者に損害賠償などの民事救済を求める連邦法上の権利を与える規定があった。州立学校で2人の男子学生から強姦された女子学生(事件後退学)が, その規定に基づいて救済を求める訴訟を提起したが, 加害学生らは, 当該規定は違憲であると主張した。レーンクイスト最高裁首席判事の法廷意見は, 性的動機による暴力犯罪は経済活動ではなく, 当該規定は, 州際通商に実質的影響を及ぼす活動を規制するものとはいえず, 違憲であるとした。

16